

函館市観光基本計画策定検討委員会委員公募実施要領

1 目的

函館市観光基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱するにあたり，市民意見を市政に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は，2人とする。ただし，そのうち1人を女性優先枠とする。

3 委員の任期

委嘱日から令和6年3月31日までとする。

4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者（令和5年4月1日時点）で，広く「観光」に関し，知識，経験，関心等のある者。ただし，次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を3以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により，郵送，電子メールまたは持参により応募する。

応募先 函館市観光部観光企画課

住 所：〒040-8666 函館市東雲町4-13

電 話：0138-21-3396

電子メール：hako-kan1@city.hakodate.hokkaido.jp

6 広報

公募にあたっては，市広報誌および市ホームページに応募記事を掲載する。

7 募集期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月17日（金）午後5時30分まで

※ 郵送の場合は，募集期間最終日の消印有効

※ 持参の場合は，平日午前8時45分から午後5時30分まで

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により決定する。

当該委員会における女性の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める女性登用率の目標値35%に達していないため，女性の応募が

あった場合は、公募する2名のうち1名は優先的に女性の応募者を委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合は公募期間を延長するものとし、公募期間の延長によっても定員に満たない場合は、欠員とする。

9 決定結果の通知

決定後、速やかに応募者に対し書面で通知する。

(別添)

函館市観光基本計画策定検討委員会
委員選出団体一覧

団体名
国立大学法人 北海道教育大学函館校
公立大学法人 公立はこだて未来大学
函館商工会議所
一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会
函館湯の川温泉旅館協同組合
函館ホテル旅館協同組合
箱館会
一般財団法人 北海道国際交流センター